



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## 日 次

## 告 示

## 〔省 令〕

- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令 (文部科学一)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二)
- 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令 (同二)
- 一般ガス事業供給約款料金算定規則及び簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令 (経済産業二)
- 航空法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通四)

## 〔規 則〕

- 人事院規則一〇一四 (職員の保健及び安全保持) の一部を改正する人事院規則 (人事院一〇一四一六)
- 人事院規則一五一一四 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部を改正する人事院規則 (同五一四一三)

- | 二   | 三  | 四   | 五  | 六   | 七  | 八  | 九  | 十  | 十一   | 十二   | 十三   | 十四   | 十五   | 十六   | 十七   | 十八   | 十九   | 二十   | 二十一  |
|---|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ○ 駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件 (国家公安委四)                           | ○ 普通自転車の型式認定番号を指定した件 (同五)                                  | ○ 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件 (総務九七)              | ○ 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件 (同九八)     | ○ 高度専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件 (同二五) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三)              | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同四三)                     | ○ 都市計画に関する件 (関東地方整備局四〇・四一)                     | ○ 道路に関する件 (中國地方整備局一〇)                          | ○ 道路に関する件 (中部地方整備局一三)                          | ○ 道路に関する件 (九州地方整備局一六・一七)                       | ○ 道路に関する件 (北海道開発局一八・一九)                        |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 人事院規則一〇一〇 (任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則二〇一〇 (任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例) の一部を改正する人事院規則 (同二〇一〇一) | ○ 人事院規則一五一一五 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) の一部を改正する人事院規則 (同一五一一五一) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六)                        | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) | ○ 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (同一九一〇一六) |

- | 二   | 三   | 四  | 五  | 六                         | 七                             | 八                         | 九                  | 十                             | 十一                            | 十二                            | 十三                                | 十四                                | 十五                            | 十六                            | 十七              | 十八              | 十九              | 二十              | 二十一             |
|---|---|--|--|---------------------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ○ 船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件 (同四) | ○ 船員保険法第四条第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件 (同五) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同二三) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同二三) | ○ 承認事業者の住所を変更した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の氏名又は名称を変更した件 (同五四・七一) | ○ 届出事業者の住所を変更した件 (同五四・七一) | ○ (経済産業・国土交通・環境五三) | ○ 特定特殊自動車の型式の届出があつた件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の代表者の氏名を変更した件 (同七四・七十) | ○ 承認事業者の代表者の氏名を変更した件 (同七四・七十) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 道路に関する件 (同四三) |

- | 二   | 三   | 四   | 五   | 六                         | 七                             | 八                                 | 九                                 | 十                             | 十一                            | 十二              | 十三              | 十四              | 十五              | 十六              | 十七              | 十八              | 十九              | 二十              | 二十一 |
|---|---|---|---|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| ○ 船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件 (同四) | ○ 船員保険法第四条第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件 (同五) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の住所を変更した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の代表者の氏名を変更した件 (同七四・七十) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 道路に関する件 (同四三) |     |

- | 二   | 三   | 四   | 五   | 六                         | 七                             | 八                                 | 九                                 | 十                             | 十一                            | 十二              | 十三              | 十四              | 十五              | 十六              | 十七              | 十八              | 十九              | 二十              | 二十一 |
|---|---|---|---|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| ○ 船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件 (同四) | ○ 船員保険法第四条第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件 (同五) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の住所を変更した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の代表者の氏名を変更した件 (同七四・七十) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 道路に関する件 (同四三) |     |

- | 二   | 三   | 四   | 五   | 六                         | 七                             | 八                                 | 九                                 | 十                             | 十一                            | 十二              | 十三              | 十四              | 十五              | 十六              | 十七              | 十八              | 十九              | 二十              | 二十一 |
|---|---|---|---|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| ○ 船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件 (同四) | ○ 船員保険法第四条第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件 (同五) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の住所を変更した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の代表者の氏名を変更した件 (同七四・七十) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 道路に関する件 (同四三) |     |

- | 二   | 三   | 四   | 五   | 六                         | 七                             | 八                                 | 九                                 | 十                             | 十一                            | 十二              | 十三              | 十四              | 十五              | 十六              | 十七              | 十八              | 十九              | 二十              | 二十一 |
|---|---|---|---|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| ○ 船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件 (同四) | ○ 船員保険法第四条第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件 (同五) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の住所を変更した件 (同五四・七一) | ○ 承認事業者の代表者の氏名を変更した件 (同七四・七十) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 少数生産車の型式についての承認を取り消した件 (同九二・九三) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (同七七・九一) | ○ 道路に関する件 (同四三) |     |





別表第十三貴金属装身具製作の項実技試験の欄中「石留め」を「石留め」に改め、同表写真の項を次のように改める。

写真	一 写真一般
	写真の歴史 光学の基礎理論 色の再現に関する知識 写真用感光材料に関する知識 現像処理の原理 デジタル画像に関する知識
二 写真機材	写真用感光材料に関する知識 現像処理の原理 デジタル画像に関する知識
	カメラ、レンズ、フィルター及びシャッタの種類、構造及び使用方法 光源用ランプ及び補助機器の種類、構造及び使用方法 計測器の種類、構造及び使用方法
三 摄影法	撮光の方法 撮影の方法
	服飾に関する知識 服飾の知識
四 関係法規	著作権法関係法令、個人情報の保護に 及ぶ清掃に關する法律関係法令、廢棄物の処理に 及ぶ基本法関係法令のうち、写真制作に關する部分
	六 安全衛生
五 科目の選択	前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる 科目のうち、受検者が選択するいずれか一 科の科目
	イ 肖像写真銀塗制作法 写真用感光材料の種類、性質及び使 用方法 写真処理に用いる処理液の組成、機 能、特性及び使用方法 各方の修整法 印画法 印画の仕上げ法 肖像写真デジタル制作法 デジタル画像理論 ハードウェアの種類、構造、機能及 び使用方法 ソフトウェアの種類、機能及び使用 方法
六 安全衛生	安全衛生に関する詳細な知識
	著作権法関係法令、個人情報の保護に 及ぶ清掃に關する法律関係法令、廢棄物の処理に 及ぶ基本法関係法令のうち、写真制作に關する部分
七 安全衛生	前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる 科目のうち、受検者が選択するいずれか一 科の科目
	イ 肖像写真銀塗制作法 写真用感光材料の種類、性質及び使 用方法 写真処理に用いる処理液の組成、機 能、特性及び使用方法 各方の修整法 印画法 印画の仕上げ法 肖像写真デジタル制作法 デジタル画像理論 ハードウェアの種類、構造、機能及 び使用方法 ソフトウェアの種類、機能及び使用 方法

写真	別表第十三の二写真的項を次のように改める。
	一 写真一般
二 写真の修復	肖像写真デジタル制作
	肖像写真銀塗制作
三 貴金属装身具製作	一 貴金属装身具製作法 貴金属装身具の種類及び特徴 貴金属装身具製作に使用する機械、設備 及び器具の種類、用途及び使用方法 細工・仕上げ ロストワックス精密鋳造 特殊加工の種類、方法及び特徴 貴金属装身具製作に使用する工業製品 類の種類、性質及び使用方法
	二 材料 貴金属材料の種類、性質及び用途 貴金属以外の金属材料の種類、性質及 び用途 宝石類の種類、性質及び用途 デザイン及び製図 図法・製図 電気及びガス 電気用語 ガスの種類、性質及び用途 五 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識
四 電気及びガス	貴金属装身具製作作業 細工・仕上げ 石留め
	一 貴金属装身具製作法 貴金属装身具の種類及び特徴 貴金属装身具製作に使用する機械、設備 及び器具の種類、用途及び使用方法 細工・仕上げ ロストワックス精密鋳造 特殊加工の種類、方法及び特徴 貴金属装身具製作に使用する工業製品 類の種類、性質及び使用方法
五 安全衛生	貴金属装身具製作作業 細工・仕上げ 石留め
	一 貴金属装身具製作法 貴金属装身具の種類及び特徴 貴金属装身具製作に使用する機械、設備 及び器具の種類、用途及び使用方法 細工・仕上げ ロストワックス精密鋳造 特殊加工の種類、方法及び特徴 貴金属装身具製作に使用する工業製品 類の種類、性質及び使用方法

## 二 写真機材

カメラ、レンズ、フィルター及びシャッタの種類、構造及び使用方法  
光源用ランプ及び補助機器の種類、構造及び使用方法  
計測器の種類、構造及び使用方法

## 三 撮影法

採光の方法  
撮影の方法

## 四 肖像写真制作法

写真用曝光材料の種類、性質及び使用方法  
写真処理に用いる処理液の組成、機能、特性及び使用方法

印画法  
印画の仕上げ法  
デジタル画像理論

ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法  
ソフトウェアの種類、機能及び使用方法

## 五 関係法規

著作権法関係法令、個人情報の保護に関する法律関係法令、廃棄物の処理に関する法律関係法令のうち、写真制作に関する部分

## 六 安全衛生

安全衛生に関する詳細な知識

別表第十三の五電子回路接続の項学科試験の欄第一号中「圧着接続ワイヤラッピング接続」を「圧着接続」

に、「電子回路の接続における欠陥の種類及び原因並びにその防止方法及び補修方法」を「電子回路の接続における欠陥の種類及び原因並びにその防止方法及び補修方法」に改め、同欄第三号中「製図通則」を「図示法」に改める。

別表第十四内装仕上げ施工の項目

カーペット系床仕上げ施工法 カーペット系床仕上げ工事作業

作業を

木質系床仕上げ施工法

木質系床仕上げ工事作業

造の項目の次に次のように加える。

写真  
肖像写真銀塩制作法  
肖像写真デジタル制作法

肖像写真  
肖像写真銀塩作業  
肖像写真デジタル作業

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(訓練基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に内装仕上げ施工科又は写真科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対するこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則(以下「新規則」という。)別表第五に定める基準(以下「新基準」という。)による内装仕上げ施工科又は写真科に係る訓練の実施促進法施行規則(以下「旧規則」という。)別表第五に定める基準による訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新基準による当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

この省令の施行前に内装仕上げ施工科又は写真科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対する短期課程の普通職業訓練に関する基準については、なお従前の例によることができる。  
(技能検定に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において学科試験に合格した者は、新規則第八十五条第二項及び第三項、第六十八条の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において学科試験の試験科目のうち肖像写真銀塩制作法を選択して学科試験に合格した者とみなす。

この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において実技試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項及び第三項、第六十八条の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において実技試験の試験科目のうち肖像写真銀塩制作法を選択して実技試験に合格した者とみなす。

に改め、同表添器製

